

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">[法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>1 (省略)</p> <p>31の18 (省略)</p> <p><u>32 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地</u></p> <p><u>32の2 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件</u></p> <p><u>32の3 賃借権等の設定の日</u></p> <p><u>32の4 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書</u></p> <p><u>32の5 法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保</u></p> <p><u>32の6 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合</u></p> <p><u>32の7 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎</u></p> <p><u>32の8 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合</u></p> <p><u>32の9 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合</u></p> <p><u>32の10 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合</u></p> <p><u>32の11 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">[法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>1 (同左)</p> <p>31の18 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 33 譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合
- 34 対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合
- 35 仲介料、登記費用等の費用
- 36 農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合
- 37 譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合
- 38 継続届出書の提出期間

[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

[法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]

- 42 (省略)
- 52 (省略)
- 53 被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地
- 54 (省略)
- 76の10 (省略)
- 77 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地
- 77の2 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件
- 77の3 賃借権等の設定の日
- 77の4 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書

- 32 譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合
- 33 対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合
- 34 仲介料、登記費用等の費用
- 35 農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合
- 36 譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合
- 37 継続届出書の提出期間

[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]

[法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]

- 42 (同左)
- 52 (同左)
- 53 被相続人の農業の用に供されていた農地
- 54 (同左)
- 76の10 (同左)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

改 正 後	改 正 前
77の5 法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保	(新設)
77の6 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合	(新設)
77の7 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎	(新設)
77の8 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合	(新設)
77の9 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合	(新設)
77の10 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合	(新設)
77の11 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間	(新設)
78 特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第15項の取扱いの準用	77 特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第7項又は第8項の取扱いの準用
79 農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用	78 農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用
79の2 農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用	78の2 農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用
80 継続届出書の提出期間	79 継続届出書の提出期間
80の2 都市営農農地等を有する農業相続人	79の2 都市営農農地等を有する農業相続人
81 特例農地等の全部を担保に提供した場合	80 特例農地等の全部を担保に提供した場合
82 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出	81 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出
82の2 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出	81の2 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出
83 昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い	82 昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い

83の2 平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の
規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い

83の3 旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い

84 既往通達の廃止

82の2 平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の
規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い

82の3 旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い

83 既往通達の廃止

改 正 後	改 正 前
<p>[法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>16</p> <p>(1)</p> <p>イ(省略)</p> <p>ロ、同条第23項</p> <p>(2)</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>17</p> <p>この場合において、同条第23項</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>18</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3)同条第23項法第70条の4第14項</p> <p>(注)、法第70条の4第22項</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>18の2</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)令第40条の6第27項法第70条の4第15項</p> <p>イ (省略)</p>	<p>[法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>16</p> <p>(1)</p> <p>イ(同左)</p> <p>ロ、同条第16項</p> <p>(2)</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>17</p> <p>この場合において、同条第16項</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>18</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3)同条第16項法第70条の4第7項</p> <p>(注)、法第70条の4第15項</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>18の2</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2)令第40条の6第19項法第70条の4第8項</p> <p>イ (同左)</p>

□ ……。

(注) …… 同条第22項 ……。

(譲渡の時期)

19 ……、第14項又は第15項 ……。

(1) (省略)

(2) ……

(注) ……。

1 ……、法第70条の4第14項又は第15項 …… 令第40条の6第24項又は同条第27項 ……

2 ……

(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

21 ……。

(1) …… 同条第14項第3号又は第15項第3号 ……

(2) ……、同条第14項第3号 ……

(3) ……、同条第15項第3号 ……

(注) ……、第70条の4第14項第1号 …… 同条第15項第1号 ……

(具体的計算例)

例1 (省略)

例2 ……、法第70条の4第14項第3号 …… 法第70条の4第14項第1号
……

例3 ……、法第70条の4第15項第3号 …… 法第70条の4第15項第1号
……

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

27 ……。

□ ……。

(注) …… 同条第15項 ……。

(譲渡の時期)

19 ……、第7項又は第8項 ……。

(1) (同左)

(2) ……

(注) ……。

1 ……、法第70条の4第7項又は第8項 …… 令第40条の6第16項又は同条第19項 ……

2 ……

(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)

21 ……。

(1) …… 同条第7項第3号又は第8項第3号 ……

(2) ……、同条第7項第3号 ……

(3) ……、同条第8項第3号 ……

(注) ……、第70条の4第7項第1号 …… 同条第8項第1号 ……

(具体的計算例)

例1 (同左)

例2 ……、法第70条の4第7項第3号 …… 法第70条の4第7項第1号
……

例3 ……、法第70条の4第8項第3号 …… 法第70条の4第8項第1号
……

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)

27 ……。

改 正 後	改 正 前
<p>したがって、・・・、<u>同条第14項・・・令第40条の6第24項・・・。</u></p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>30 <u>法第70条の4第20項・・・。</u></p> <p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>31の10 ……、<u>法第70条の4第14項又は第15項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11 ……<u>令第40条の6第24項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11の2 ……<u>令第40条の6第27項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>31の12 ……<u>令第40条の6第24項又は第27項・・・、法第70条の4第14項又は第15項・・・規則第23条の7第20項又は第21項・・・。</u></p> <p><u>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</u></p> <p>32 <u>法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、令第40条の6第7項に規定する転用が行われたもの、法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使</u></p>	<p>したがって、・・・、<u>同条第7項・・・令第40条の6第16項・・・。</u></p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>30 <u>法第70条の4第13項・・・。</u></p> <p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>31の10 ……、<u>法第70条の4第7項又は第8項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11 ……<u>令第40条の6第16項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>31の11の2 ……<u>令第40条の6第19項・・・。</u></p> <p>(法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>31の12 ……<u>令第40条の6第16項又は第19項・・・、法第70条の4第7項又は第8項・・・規則第23条の7第13項又は第14項・・・。</u></p> <p>(新設)</p>

用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)

(新設)

32の2 法第70条の4第8項に規定する届出書(以下32の11までにおいて「借換届出書」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条に規定する農用地利用集積計画(以下32の3までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権(以下32の10までにおいて「賃借権等」という。)の設定に基づき貸し付けた法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間(始期及び終期)が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。

なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。

(注) 同条第7項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うのであるから留意する。

(賃借権等の設定の日)

(新設)

32の3 令第40条の6第17項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第19項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>32の4 法第70条の4第7項の規定の適用を受けようとする受贈者は、借換届出書を同項に規定する貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした日から2月以内(以下この32の4において「期限内」という。)に提出しなければならないのであるが、期限内に提出された借換届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完される場合には、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注)当該受贈者が借換届出書を期限内に提出しなかった場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>32の5 特例適用農地等が法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第7項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)</p> <p>32の6 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項各号のいずれかに該当することとなったときには、同条第10項の規定の適用がある場合を除き、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)

(新設)

32の7 法第70条の4第9項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第7項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。

(注) 同条第9項第1号に規定する100分の80の計算は、借換届出書ごとに行うのであるから留意する。

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)

(新設)

32の8 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となるときには、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用はないのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)

(新設)

32の9 法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、同条第9項第2号に該当することとなるのであるから留意する。

(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)

(新設)

改正後	改正前
<p>32の10 <u>法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項第2号に該当した場合には、受贈者が、その事実を知った日から2月を経過する日までに、当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させ（貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合を除く。）、かつ、同条第10項に規定する変更の届出書を提出しない限り、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注）同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、令第40条の6第23項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間）</u></p> <p>32の11 <u>法第70条の4第11項に規定する届出書（以下この32の11において「継続届出書」という。）は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p> <p><u>（注）同条第10項に規定する変更の届出書を提出した場合であっても、継続届出書の提出期限は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合）</u></p> <p>33 <u>法第70条の4第14項・・・。同条第15項・・・。</u> <u>これらの場合又は34（対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合）</p> <p>32 <u>法第70条の4第7項・・・。同条第8項・・・。</u> <u>これらの場合又は33（対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に</u></p>

充てられていない場合))・・・。

(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)

34 ……、法第70条の4第14項第2号・・・同条第15項第2号八・・・。

(仲介料、登記費用等の費用)

35 法第70条の4第14項又は第15項・・・。

(1) 同条第14項又は第15項・・・同条第14項第2号及び第3号又は第15項第2号八及び第3号・・・。

(2) 同条第14項第3号又は第15項第3号・・・。

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

36 法第70条の4第14項又は第15項・・・。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

37 法第70条の4第14項第3号又は第15項第3号・・・同条第14項第3号・・・又は同条第15項第3号・・・。

$$A \times \frac{C}{B}$$

(注) Aは、・・・

Bは …… (35により取得に要した費用の額を含む。)

Cは、・・・ (35により譲渡等に要した費用の額を除く。)

(継続届出書の提出期間)

38 法第70条の4第17項・・・。

充てられていない場合))・・・。

(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)

33 ……、法第70条の4第7項第2号・・・同条第8項第2号八・・・。

(仲介料、登記費用等の費用)

34 法第70条の4第7項又は第8項・・・。

(1) 同条第7項又は第8項・・・同条第7項第2号及び第3号又は第8項第2号八及び第3号・・・。

(2) 同条第7項第3号又は第8項第3号・・・。

(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)

35 法第70条の4第7項又は第8項・・・。

(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合)

36 法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号・・・同条第7項第3号・・・又は同条第8項第3号・・・。

$$A \times \frac{C}{B}$$

(注) Aは、・・・

Bは …… (34により取得に要した費用の額を含む。)

Cは、・・・ (34により譲渡等に要した費用の額を除く。)

(継続届出書の提出期間)

37 法第70条の4第10項・・・。

改 正 後	改 正 前
<p>[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(当該農地等)</p> <p>40の2 法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、令第40条の6第7項に規定する転用が行われたものも含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については、上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(買換えの承認に係る特例適用農地等)</p> <p>41 …… <u>法第70条の4第14項</u> …… <u>法第70条の4第14項</u> ……。</p> <p>(注)(省略)</p> <p>(<u>法第70条の4第15項</u>の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>41の2 …… <u>同条第15項</u> ……、<u>法第70条の4第15項</u> ……。</p> <p>(注)(省略)</p>	<p>[法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(当該農地等)</p> <p>40の2 法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、令第40条の6第7項に規定する転用が行われたものも含まれるのであるから留意する。</p> <p>(買換えの承認に係る特例適用農地等)</p> <p>41 …… <u>法第70条の4第7項</u> …… <u>法第70条の4第7項</u> ……。</p> <p>(注)(同左)</p> <p>(<u>法第70条の4第8項</u>の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p>41の2 …… <u>同条第8項</u> ……、<u>法第70条の4第8項</u> ……。</p> <p>(注)(同左)</p>
<p>[法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>45 (省略)</p> <p>(1) 昭和50年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用</p>	<p>[法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>45 (同左)</p> <p>(1) 昭和50年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用</p>

を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成7年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者

(2) （省略）

（被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地）

53 法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、9（（贈与者の農業の用に供している農地））及び10（（請負耕作に係る農地））を準用する。

なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。

(1) 法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合

当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限（以下この53において「相続税の申告書の提出期限」という。）までに法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権（以下この53において「賃借権等」という。）が消滅した農地又は採草放牧地

(2) 法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が

を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者

(2) （同左）

（被相続人の農業の用に供されていた農地）

53 法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、9（（贈与者の農業の用に供している農地））及び10（（請負耕作に係る農地））を準用する。

改 正 後	改 正 前
<p>死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等が法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54 . . . 法第70条の4第14項 . . .</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54の2 . . . 同条第15項 . . .</p> <p>また、 . . . 同条第15項 . . . 同条第15項 . . .</p>	<p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54 . . . 法第70条の4第7項 . . .</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>54の2 . . . 同条第8項 . . .</p> <p>また、 . . . 同条第8項 . . . 同条第8項 . . .</p>

(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)
61 ……令第40条の7第24項……法第70条の6第19項……。

(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)
61の2 ……令第40条の7第28項……法第70条の6第20項……。

(譲渡の時期)
62 ……、第19項又は第20項……。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)
70 ……法第70条の6第19項において準用する法第70条の4第14項……。

(相次相続控除の算式)
74 ……。

(注) ……
Aは、……(……、法第70条の6第29項……。)
……

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)
75 法第70条の6第26項……。

(相続税の納税猶予期限)
75の2 ……。
したがって、……、同条第19項又は第20項……。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)
76 ……。

(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)
61 ……令第40条の7第16項……法第70条の6第10項……。

(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)
61の2 ……令第40条の7第20項……法第70条の6第11項……。

(譲渡の時期)
62 ……、第10項又は第11項……。

(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)
70 ……法第70条の6第10項において準用する法第70条の4第7項……。

(相次相続控除の算式)
74 ……。

(注) ……
Aは、……(……、法第70条の6第20項……。)
……

(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)
75 法第70条の6第17項……。

(相続税の納税猶予期限)
75の2 ……。
したがって、……、同条第10項又は第11項……。

(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)
76 ……。

改正後	改正前
<p>(注) 1</p> <p>2 <u>法第70条の6第19項又は第20項 法第70条の4第14項第3号又は第15項第3号</u></p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>76の2 「 <u>第16項</u>」</p> <p><u>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</u></p> <p><u>77 法第70条の6第10項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」については、32((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。</u></p> <p><u>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</u></p> <p><u>77の2 法第70条の6第11項に規定する届出書の提出については、32の2((貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件))を準用する。</u></p> <p><u>(賃借権等の設定の日)</u></p> <p><u>77の3 令第40条の7第17項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第19項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、32の3((賃借権等の設定の日))を準用する。</u></p> <p><u>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)</u></p> <p><u>77の4 法第70条の6第11項の規定により提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備があった場合の取扱いについては、32の4((貸付</u></p>	<p>(注) 1</p> <p>2 <u>法第70条の6第10項又は第11項 法第70条の4第7項第3号又は第8項第3号</u></p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>76の2 「 <u>第9項</u>」</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書))を準用する。

(法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)
77の5 特例農地等が法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場
合において、その特例農地等につき同条第10項に規定する賃借権等の設定が
あったときの同条第1項の担保については、32の5((法第70条の4第7項の
賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)を準用する。

(新設)

(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)
77の6 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につい
て、同条第12項各号のいずれかに該当することとなった場合については、32
の6((貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合))を準用す
る。

(新設)

(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基
礎)
77の7 法第70条の6第12項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係
る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」及び「当該貸付特例適
用農地等に係る土地の面積」については、32の7((借受代替農地等が農業の
用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎))を準用する。

(新設)

(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満となら
ない場合)
77の8 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る
借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として農業相続人の農
業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあある場合であっ
ても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>面積に対する割合が100分の80以上となることについては、<u>32の8</u>((借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)</p> <p><u>77の9</u> 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合については、<u>32の9</u>((貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p><u>77の10</u> 法第70条の6第10項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第12項第2号に該当した場合については、<u>32の10</u>((貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合))を準用する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p> <p><u>77の11</u> 法第70条の6第14項に規定する届出書の提出期間の取扱いについては、<u>32の11</u>((貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間))を準用する。</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第15項の取扱いの準用)</p> <p><u>78</u> 法第70条の6第19項又は第20項・・・法第70条の4第14項又は第15項・・・<u>33</u>((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から<u>37</u>((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第7項又は第8項の取扱いの準用)</p> <p><u>77</u> 法第70条の6第10項又は第11項・・・法第70条の4第7項又は第8項・・・<u>32</u>((譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から<u>36</u>((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合))までを準用する。</p>

(農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

79 ……法第70条の6第19項……。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

79の2 ……同条第20項……。

(継続届出書の提出期間)

80 法第70条の6第22項……38((継続届出書の提出期間))……。

(都市営農農地等を有する農業相続人)

80の2 法第70条の6第22項……同条第25項……法第70条の6第19項又は第20項……。

(特例農地等の全部を担保に提供した場合)

81 法第70条の6第25項……(以下この81において「全部担保」という。)……。

(注)(省略)

(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)

82 法第70条の6第25項……、同条第22項……。

(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)

82の2 法第70条の6第25項……、法第70条の6第19項又は第20項……、同条第25項のかつこ書……、82((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))……。

(農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

78 ……法第70条の6第10項……。

(農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)

78の2 ……同条第11項……。

(継続届出書の提出期間)

79 法第70条の6第13項……37((継続届出書の提出期間))……。

(都市営農農地等を有する農業相続人)

79の2 法第70条の6第13項……同条第16項……法第70条の6第10項又は第11項……。

(特例農地等の全部を担保に提供した場合)

80 法第70条の6第16項……(以下この80において「全部担保」という。)……。

(注)(同左)

(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)

81 法第70条の6第16項……、同条第13項……。

(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)

81の2 法第70条の6第16項……、法第70条の6第10項又は第11項……、同条第16項のかつこ書……、81((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))……。

改 正 後	改 正 前
<p>(昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p> <p><u>83</u> (省略)</p> <p>(平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>83の2</u> (省略)</p> <p>(旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>83の3</u> (省略)</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p><u>84</u> (省略)</p>	<p>(昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p> <p><u>82</u> (同左)</p> <p>(平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>82の2</u> (同左)</p> <p>(旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>82の3</u> (同左)</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p><u>83</u> (同左)</p>